笠置町と笠置郵便局との包括的連携に関する協定書

笠置町(以下「甲」という。)と笠置郵便局(以下「乙」という。)は、以下のとおり協定 (以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上、安心・安全の確保等を図ることを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項(以下「連携 事項」という。)について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。
 - (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
 - (2) 地域経済活性化に関すること
 - (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
 - (4) 女性の活躍推進に関すること
 - (5) その他、地域創生に関すること
- 2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の 上、書面により必要な変更を行うものとする。

(免責)

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

- 第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内 容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに 第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義 務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2023年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、 甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通 を保有するものとする。

令和4年9月20日

甲 京都府相楽郡笠置町笠置西通90-1 笠置町長 (自署)

乙 京都府相楽郡笠置町笠置市場 2 6 日本郵便株式会社 笠置郵便局長 (自署)